

裁判所の 仕事って、 何だろう？



第65回法学部カフェ

裁判所の仕事

2025年10月30日(木)14時30分より、第65回法学部カフェ「裁判所の仕事」が開催されました。法学部の学生にとって、大学での学びを仕事に活かすことができる裁判所の仕事には興味津々だろうと思われそうですが、事前に実施したアンケートでは、裁判所の仕事は「緊張感がある」「威圧感がある」「近寄りがたい」といった、硬く、近寄りがたいイメージがあるとの意見が寄せられたそうです。今回のカフェでは、札幌地方裁判所から現職の裁判官2名、書記官2名をお招きし、普段は知ることのできない裁判所での仕事について、その具体的な内容や仕事の魅力、キャリアパスに至るまで、詳細な話を伺いました。

◎話し手

北村 久美さん

札幌地方裁判所 民事部裁判官

西 功さん

札幌地方裁判所 刑事部裁判官

高橋 志津果さん

札幌地方裁判所 民事部書記官

坪田 龍河さん

札幌地方裁判所 刑事部書記官

◎司会

浅野 高宏 先生

本学法学部教授 弁護士

裁判官・書記官の仕事内容について

カフェ前半では、民事裁判、刑事裁判手続がどのように進むのか、その中で裁判官と書記官はどのような役割をどのようなスケジュールでこなしているのか、について、裁判官、書記官の双方からお話をいただきました。

北村さん： 民事裁判の流れと 裁判官の仕事

「民事裁判手続は、①紛争の発生に始まり、②原告による訴状の提出③第一回口頭弁論期日の指定、呼出および被告への訴状送達④被告からの答弁書提出⑤第一回口頭弁論期日⑥争点証拠の整理、証拠調べ⑦口頭弁論終結⑧判決言渡し、の順で行われます。」

「現在、私1人で審理を担当する単独事件と、3人の裁判官で審理を担当する合議事件を担当しています。一週間のうち2日を単独事件、1日を合議事件の口頭弁論を行う開廷日に宛て、残りの2日を口頭弁論以外の争点整理手続や弁論準備手続、記録の点検日に充てています。」

「これを毎日どのようにこなしているかという、9時頃に出勤し、開廷日には午前10時から数件の口頭弁論期日とweb会議方式で行われることも多い弁論準備手続を行います。45分ほどのお昼休憩を挟んで、午後からは、訴訟の当事者本人や証人を尋問する証拠調べを

行い、その結果裁判官としての判断の方向性が決まれば和解を勧めることもあります。概ね17時頃には仕事がいったん落ち着き、その後は帰宅することも、残って仕事をすることもあります。裁判官の勤務時間は決まっていないので、裁判官は仕事の自由度が高く、子育てや介護との両立もしやすい点が魅力ですね。」



北村久美さん(左)

高橋さん： 民事部書記官の 「コートマネージャー」としての役割

「ニュースで裁判官が映る時、その下でおでこだけ映っている黒い服の人が裁判所書記官です。『書記官』の名称から書記官事務は裁判での記録係のようなイメージを持たれがちですが、書記官は裁判で記録を取るだけに留まらない多岐にわたる役割を負っています。」

「書記官事務はよく『コートマネージャー』と言われたりしますが、書記官は、裁判官、訴訟当事者、代理人弁護士、その他関係機関の窓口となり、またこれらの方々の間をつなぐ役割を担っています。例えば、先ほどご紹介があった民事訴訟手続の流れに沿って説明しますと、

まず、原告が提出した訴状について、管轄や、手数料額に間違いがないか（訴額によって変動します）、必要的記載事項の漏れがないか確認します。そして、第一回口頭弁論期日の調整をし、訴状と期日呼出状を被告に送達します。」



高橋志津果さん(右)

「期日と期日の間にすべきこと、『期日間準備』は盛り沢山です。原告被告双方の呼び出しが完了しているか、必要書面が提出されているか確認をしなければなりませんし、裁判所外で手続を実施するときには、その調整をしなければなりません。裁判官が和解を勧め当事者間に和解が成立する場合には、和解調書を作成します。その他にも書記官は、次回期日がきちんと行われるように手続の進行を管理しています。」

「口頭弁論期日には書記官が必ず立ち会います。期日がいつどこで行われたのか、誰が出頭したのか、期日で何が行われたのかを記録し、期日調書を作成するためです。この調書の中には原告被告間に争いがない事件などでは判決の代わりになるものもあるので重要です（調書判決）。また裁判官の判決原稿を書記官が点検したり、判決を原告被告に送達するのも書記官の仕事です。裁判が終わっても、その後の強制執行の手続のために、書記官には『この判決で強制執行できますよ』という『執行文』という証明書を付ける役割があります。」

西さん： 刑事裁判の流れと 裁判官の仕事

「刑事裁判手続は、①犯罪の発生に始まり、②捜査機関による捜査・逮捕・勾留③検察官による公訴提起④（主に裁判員裁判対象事件の場合）公判前整理手続⑤公判期日の指定・被告人の召喚⑥第一回公判期日・続行期日⑦結審⑧判決宣告⑨上訴または確定、の順で行

われます。刑事裁判で裁判官にとって一番大事な仕事は判決をすることです。判断は有罪か無罪か、有罪であるとすれば量刑をどうするか、の二段階に分かれますが、量刑についてどうするか、執行猶予を付けるべきなのか、といった点については、日々悩みながら仕事をしています。」

「一日のスケジュールや仕事のスタイルについては、毎日9時頃出勤し、10時から単独事件の審理を行ったり、記録を点検し判決を書いたりしています。お昼を挟んで午後からは、判決宣告期日、公判前整理手続を行ったり、また合議事件での公判期日の後裁判官3人で合議を行ったりして、18時頃に退庁します。」

坪田さん： 刑事部書記官の 一日とその役割

「裁判官以外の裁判所職員の勤務時間は、8時半から17時までが一般的です。10時頃から公判期日（裁判）が入っており、期日には書記官も立ち会います。裁判では、手続の内容や被告人の供述内容を調書にしなければならないので、そのためのメモを取ったり、証拠をモニターに映したり、裁判の進行の補助事務を行います。期日がない時間帯には、新しく起訴された事件の処理事務を行います。検察官による起訴状を被告人に送達し、法テラスと連携して、自分で弁護人を選任することができない被告人のために国選弁護人を選任する準備も、書記官が行います。」

「それから調書作成にとりかかります。書記官が作成する期日調書には絶対的証明力が付与されており、調書でしか証明できない手続事項がありますから、調書作成は書記官にとってやりがいのある重要な仕事です。調書の書き方については書記官にある程度の裁量があるので、いかにわかり易く適法な調書を作るか、という点について日々悩みながら調書を作成し



西功さん(右)

ています。」

「また、裁判官が作成した判決文の草稿チェックも書記官の仕事です。例えば法定の量刑の上限を超えているといった違法がないか、期日前に念入りにチェックします。ただし、刑事裁判では判決宣告期日に裁判官が実際に被告人に対して言い渡した量刑が実際の量刑になってしまうので、言渡しの間も、裁判官に言い間違いや言い忘れがないか、書記官がチェックしています。夕方には、次回公判に向けて必要な情報収集や手続的な準備をします。このように、書記官の事務は裁判官のサポート、そしてスムーズな裁判のための環境整備を行うということもありますが、他方で、期日調書を作成するといった固有の権限も有しており、やりがいがある仕事だと思っています。」



坪田龍河さん(左)

トークセッション

カフェの後半では、学生の皆さんから寄せられた事前アンケートの質問に答える形で、裁判官、書記官の、より踏み込んだリアルなお話を伺うことができました。

Q. 1 裁判官・書記官になるには？なぜ裁判官・書記官になったのですか？

西さん：裁判官になるにはいくつかルートがありますが、基本的には法科大学院を修了して司法試験に合格し、その後司法修習（1年間）を修了する必要があります。司法試験合格者は毎年約1500人ほどですが、そのうち100人弱が裁判官に任官しています。

北村さん：私はもともと弁護士志望だったのですが、法科大学院や司法修習でお会いした裁判官の方々がとても親切で、一緒に働きたいと思うようになりました。



第65回 法学部カフェ

西さん：私は裁判所修習での裁判官との議論を通じて、中立的な立場で自分が正しいと思う判断ができる点に大きな魅力を感じました。また同時に重い責任が伴うわけですが、それがやりがいにも繋がると考えて、裁判官を選択しました。

高橋さん：書記官になるためには、裁判所の内部試験を受験する必要があります。法学部出身者はこの試験をすぐに受験できるのですが、高卒者は、年齢と実務期間に関する要件が追加されます。また、法学部出身者かどうかによって、内部試験合格後の研修期間にも差があります。法学部出身者は1年、それ以外の学部出身者と高卒者は2年です。

坪田さん：もちろん、まず、公務員試験を受験して、裁判所事務官として採用されることが前提となります。私は裁判所職員が第一志望だったのですが、司法試験を受験しなくとも『最前線で裁判に携わることができる』という点に魅力を感じて、裁判所職員を第一志望にしました。

Q.2 仕事に求められる法律知識はどのくらい？

高橋さん：今も日々六法で条文を調べています。仕事に法律の知識は必要ですが、採用時に絶対基礎として必要かというところではなく、日々の仕事の蓄積だと思います。

坪田さん：今必要な知識は刑事訴訟法ですが、大学は法学部でしたが刑事訴訟法を履修していなかったため、採用時の知識はゼロでした。ただ、研修がしっかりしていて内部試験合格後に勉強しましたし、周りの先輩書記官にも助けてもらっています。今も仕事をしながら日々勉強しています。

北村さん：私も日々勉強です。民法はもちろん一通り勉強していますが、民事は幅が広いので、細かい法律が問題になる場合には一から勉強ですし、皆そうやって対応しているのを任官後に見てきています。

西さん：私も任官して14年になりますが、まだまだ知らないことが沢山あります。先輩裁判官、担当書記官と相談しながらなんとかやっているのが実情です。

Q.3 仕事の魅力はどこにありますか？

北村さん：紛争を抱えた当事者が判決や和解によって次のステップに進むお手伝いができることですね。たまに当事者から「手続をしてもらって良かった」と言ってもらえることもあったりして、その時は本当に良かったと思います。

西さん：『書記官と連携して対応できた』、あるいは『考え抜いて自分の中で納得する判決が書けた』というときは、裁判官としてやりがいを感じますね。

高橋さん：当初対応が難しかった裁判の当事者が、裁判所の手続によって最終的には納得して『ありがとう』と言って帰ってもらえると、とても嬉しいです。また、育児と仕事の両立がしやすいのも、裁判所の仕事の魅力だと思います。

坪田さん：裁判は、普通に生きていたら恐らく関わることはないであろう『非日常』だなんて思っていて、それに立ち会うことができるということが、面白いし刺激になっています。

Q.4 転勤が多い仕事のようにお見受けしますが、大変ではないですか？

北村さん：全国転勤はありますが、私はそれ自体この仕事の醍醐味だと思っています。

西さん：私も異動自体はポジティブにとらえています。今まで東京の他、岩手県、愛知県、鹿児島県で勤務しましたが、異動先の土地の良

さを堪能しながら仕事をしていました。人によっては、家族との関係で単身赴任を選択されている方もいますね。

高橋さん：書記官、事務官は管理職になりますと道内くまなく異動する可能性があるのですが、札幌管内で働く平の書記官、事務官だと、基本的には札幌地裁本庁と支部の範囲(札幌、岩見沢、滝川、室蘭、苫小牧、浦河、小樽、岩内)で5年おきくらいに異動になります。ただ、家族との関係で、異動については配慮されている気がします。

坪田さん：私は札幌地裁の支部の範囲での転勤は苦になりません。あとは、裁判所は休みを取りやすいと思っていて、1年に20日の有給はフル活用しています。

最後に、館田法学部長から「今回裁判官だけでなく、裁判所書記官の具体的な仕事内容について聞かせていただいたことで、学生の皆さんにとって将来のキャリアに関する選択肢が大きく広がったのではないかと、登壇者への謝辞が述べられました。続く浅野先生による閉会の挨拶をもって、第65回法学部カフェは盛況のうちに終了しました。

(構成：稲垣美穂子)



Let's try!

グローバルセミナー

2020年度より始まった法学部の新プログラム「グローバルセミナー」も、今年度で5周年を迎えました。「一体どのようなことをやっているの?」、「気になっているけど参加を迷っている……」という方のために、改めてその内容をご紹介します。今後、さらに多くの皆さんの参加をお待ちしています。

●レスブリッジ大学 レスブリッジ大学EAP 語学 研修プログラム 紹介

グローバルセミナー IIIおよびIVでは、学生がカナダ文化に浸りながら、レスブリッジ大学のEAP (English for Academic Purposes) プログラムを通して英語科目としての単位取得を目指すことができます。EAPは英語を母語としない学習者のために設計されており、学部課程で成功するために必要な英語力を養成するプログラムです。レベルは初中級・中級・中上級・上級の4段階で構成され、「Reading & Writing」と「Communication」の2科目から成ります。各科目は週10時間、合計週20時間の集中した授業が行われます。授業では、リスニング、ライティング、プレゼンテーションを含むタスクベースのアクティブラーニングが少人数で実施されます。グローバルセミナー IIIの学生は1学期間、グローバルセミナー IVの学生は英語力に応じて1～2学期間学びます。授業に加え、カナダでの日常生活を通してコミュニケーション能力、自立性、異文化理解も深まり、将来の学業およびキャリア形成に大きく寄与します。

佐藤 ケイト (法学部准教授)



●「グローバルセミナー I～IV」紹介

グローバルセミナー I～IVは、国際社会で広く活躍する人材の育成を目的として、英語運用力や異文化理解、主体的に学ぶ力を段階的に高めていく法学部独自のプログラムです。Iでは、ニセコでの3泊4日のEnglish-Only Campを実施し、英語でのコミュニケーションに挑戦しながら、異文化理解を体験的に学びます。IIでは、海外留学に向けた準備講座として、現地での生活、危機管理、大学での学び方など、留学に必要な基礎を身につけます。IIIとIVでは、カナダのレスブリッジ大学に4か月または8か月間留学し、EAPプログラム(後述)や大学の学部授業を履修します。このような国境を越えた学びや出会いを重ねることで、学生の皆さんの将来の可能性と選択肢を広げていくことを目指しています。

田井 浩人 (法学部講師)

●今年度の 「ニセコ English-Only Camp」報告

令和7年9月8～11日、NISEKO Country Resort (虻田郡倶知安町字樺山)にて法学部の15群科目「グローバルセミナーI」(2単位)の授業が行われました。本科目は履修生と教員が4日間上記施設に滞在し、英語のみを使用して学習することにより、実践的な語学力の向上、異文化理解の促進、国際性の涵養などを図ろうとするもので、English-Only Campとも称されます。今年は9名が履修しました。

初日、大学からバスで施設へ移動し、早速課題に取り組みます。2日目は朝7時半に課題提出。Tree Trekking、講演会、ニセコ町役場訪問後、夜遅くまで課題に向き合います。3日目も朝7時半に課題提出。Rafting、Bafa-Bafa (異文化理解のためのシミュレーション活動)、道の駅やダチョウ牧場視察、学習成果の発表準備、BBQ、Campfire、夜は再び課題です。4日目は、学習成果発表後に施設を離れ、バス車内で課題をこなしつつ、夕方大学へ到着します。忙しくも充実した4日間です。ご関心の向きは是非ご参加ください。

鈴木 光 (法学部教授)



English Only Camp

イングリッシュ・オンリー キャンプ

参加学生の声



グローバルセミナーIではニセコで英語を使いながら、ツリートレッキングやラフティング、異文化交流を行いました！ キャンプの最中は素敵なコーテージで、一緒に参加したメンバーと英語を使いながら、4日間過ごしました。

今回の経験で英語へのモチベーションが高まったのはもちろん、中学・高校で学んだ英語で十分会話が理解できるということが分かりました。ただし、自分からの会話では簡単なコミュニケーションが精一杯だったので参加を考えるかたには行く前にたくさん使える例文や熟語を覚えたりすることをオススメします！

自分の課題がわかり、とても有意義な機会になりました。

印南 圭乃 (法学部1年)

私は学生時代に短期留学に行った経験がありましたが、英語力に自信があるわけではありませんでした。でも、このキャンプでは英語力なんて正直関係ありません！ 恥ずかしがらずコミュニケーションを取ろうとする力がこのキャンプでは身に付きます。参加者の英語力は様々ですがお互いに助け合い、笑い合いながら高めあっていました。

英語ができなくても大丈夫です！
十分以上に学ぶことができる環境です♪
Let's try!

山本 成珠 (法学部1年)



2025年度 法学部カフェ、 全5回開催しました

法学部カフェは、コロナ禍の中断を挟み、近年は年1、2回のペースで実施していましたが、今年度は全5回開催することができました。今後の開催情報は、法学部サイトやG-PLUSI等で告知いたしますので、お気軽にご参加ください。

最新情報&過去の法学部カフェ情報は、法学部サイト内「法学部カフェ」ページをご覧ください！



2025年度開催記録 ※開催日順

◎第63回 法学部カフェ

ウィーン1938年 最後の日々
日時 2025年6月28日(土)
話し手 高橋 義彦先生(本学法学部教授・政治思想史)
聞き手 北原 博先生(本学法学部教授・ドイツ文学)

◎第62回 法学部カフェ

ドイツとパレスチナ問題
ガザ攻撃をめぐる反セム主義のくびき
日時 2025年7月26日(土)
話し手 錦田 愛子先生(慶應義塾大学法学部教授)
聞き手 本田 宏先生(本学法学部教授)

◎第64回 法学部カフェ

憲法訴訟で社会を変えよう
～生活保護基準引き下げ・同性婚を題材に～
日時 2025年10月25日(土)
話し手 伊藤 建
弁護士、法務博士(専門職)、大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師、広島大学法科大学院客員准教授、関西大学法科大学院非常勤講師。

内閣府、消費者庁を経て、琵琶湖大橋法律事務所開業後、資格試験プラットフォームを運営する株式会社BEXAを創業。日本海ガス株式会社入社を経て、法律事務所Zを創立。
聞き手 館田 晶子(本学法学部教授)
鈴木 雄大(本学経済学部准教授)

◎第65回 法学部カフェ

裁判所の仕事
日時 2025年10月30日(木)
話し手 札幌地方裁判所 裁判官・書記官の方々
聞き手 浅野 高宏(本学法学部教授・弁護士)

◎第66回 法学部カフェ

世界から見た日本のヒューマンライツ
日時 2025年11月18日(火)
話し手 藤田 早苗(エッセックス大学人権センターフェロー・法学博士・写真家)
聞き手 館田 晶子(本学法学部教授)

“寄り道”も 人生を豊かにする

法学部報を手にとってくださった皆さん、こんにちは。津田です。この度、荣誉ある(?)研究室訪問のコーナーの執筆を依頼されました。どうやらこの法学部報は学生の皆さんに送付されるとのこと。学生さんのご高閣を賜れる機会なんて滅多にないですよ(Yeah!学生のみんな〜見て〜)。ですので、簡単な自己紹介も兼ねて、思いついたことをあることないこと自由に書いていきます。気軽に読んでいただけるように、あまり堅苦しくならないようにしますので、お時間のある方はどうぞお付き合いください。

半泣きで勉強した会社法

改めまして、津田です。専門は商法・会社法です。札幌に来て5年が経ちますが、出身地・神戸の影響で、関西弁が抜けません。また、関西という土地柄か、私は他人とコミュニケーションを取るのが好きです。大学教員の中では(ギリギリ?)若手と呼ばれる年代ということもあってか、ゼミの学生さんたちは、ありがたいことに比較的壁を作ることなく私とおしゃべりしてくださいます。そのような中で、学生さんから『先生、若いのに大学の先生になれるなんてすごいね』と過分なお言葉を頂戴することがあります。

でも、学生の頃の私は、裁判官になりたかったのです。正義の番人という感じが華々しくてかっこよかったからです。もしも研究者にでもなろうもんなら暗くて埃っぽい研究室に籠らされ、気が遠くなるほど分厚くてワケわからん本を大量に読まされ、論文を書かされ……という陰鬱な生活を送るハメになると思っていました。それくらい、研究職は縁遠い職業だと思っていたし、まさか自分が大学教員になるとは考えてもいませんでした。

ましてや、会社法なんて大嫌いな科目でした。たとえば、刑法や民法などは比較的イメージしやすい法律だと思います。物を盗る、暴力を振るうなど犯罪行為をした者には刑罰を科す。契約を締結したのに義務を果たさなかった者には損害賠償させる。こんなふうに、刑法や民法では『そらアカンわ』というイレギュラーな事態を前提に議論がなされることも多く、初学者にも直感的にわかりやすい面があります。これに対して、会社法は企業が円滑に(刑法等と対比するといわばレギュラーに)事業活動を行う



津田 裕介

ためのルールを規定していて、実体的側面のみならず手続的・技術的側面が非常に強い法律です。まず、条文構造が難しい。民法や刑法に比べて一文が長い上に、かっこ書きが多かったり、具体的な規律は規則に委任していたりと、一度読んだだけでは何が書かれているかサッパリです。会社法の内容も、慣れるまでは複雑です。たとえば、「株式会社」といっても、公開会社、非公開会社、大会社など様々な類型があります。当然、会社の類型が変われば適用されるルールも変わってきます。もしも現実に『風の谷のナウシカ』よろしく腐海があったとしたら、そこかしこに会社法の条文が生えて(?)いることでしょう。こんな瘴気を発する法律を基本七法に入れた昔の人、マジでギルティ。正気じゃない(瘴気だけに)。

苦難の先に見つけた輝き

ところが、です。裁判官を目指して法科大学院に進学した私、当然ですが司法試験科目の一角をなす会社法も勉強せねばなりません。法科大学院では、「判例はどのような価値判断を経て結論を導き、そしてなぜ多数派として支持を得ているのか?」というように、判例の考え方を根本から理解することが要求されます。その深さたるや学部ではなく、場合によっては当事者の主張から第一審の判断から何から何まで、文字通り舐め回すように判例を学修していくわけです。

でも、この過程で、必然的に判例と反対の立場についても理解が深まっていき、「もし判例や会社法のルールがなかったら誰が困るのか?」を考えるようになりました。一見難解で無味乾燥に思えた判例や会社法の条文は、実は多くの利害関係者の利益を衡量したうえで妥当と思われる結論を導いている。それでは、その利益衡量の過程で十分に顧みられなかった反対派の利益は本当に無視してよいのだろうか。判例のルールは現代社会でもなお妥当なのだろうか。これらを突き詰めて考えるのも面白いと感じたことが研究者へのターニングポイントでした。

非効率な人間だからこそ

さて、近時のAIの発展は目覚ましく、まさに日進月歩のごとくです。学生さんたちのスマホにもAIのアプリが入っており、講義課題などのリサーチをAIに頼ることも多いようです。社会実態としても、会社の経営戦略会議や社外取締役にAIを導入する動きが見られます。なるほど、人間よりも膨大な情報を瞬時に正確に処理できるAIのほうが優れた経営判断をなし得るとの考えにも一理ある。もしかすると、数年後にはAI株主やアバター株主なる人(?)が登場し、取締役を“チョコ Mint よりもあ・な・た〜”と選任しているかもしれません。いずれにせよ、コスパやタイプといった効率性重視の現代社会において、AIの活用領域は今後も加速度的に拡大していくはずで

も、効率性の追求が私たちに真に幸せにしてくれるのかという点必ずしもそうとはいえず、依然として人間の知性が果たす役割も大きいといえるでしょう。AIがオミットした価値観や立場の妥当性を批判的に検証するのは私たち人間にしかできないので、逆説的ながらも人間が人間であることの重要性が問い直されるように思えるからです。そもそも、日々新たな問題が生起する現代社会にあって、何が効率的かなんてすぐに答えが出るものではないし、一義的に決められもしないはずで。他方で、無駄だ、嫌いだ、興味が無いなどと感じることも必ず意味がありますし、むしろ人間だからこそこれらに価値を見出すことができるのではないのでしょうか。一見すると非効率と思える“寄り道”をしたからといって直ちに失敗だと決めつけず、時には立ち止まってのんびりしながら、人間としての感性を磨いていきたいものです。

OB・OG 友達紹介 第24回



こやま まなぶ
小 山 学 さん

(市立札幌みなみの杜高等支援学校校長)

——今回ご紹介するのは、小山庄さんです。
今のお仕事について教えてください。

知的障害のある生徒たちが通う特別支援学校の校長を務めています。これまでの教員人生のほとんどを知的障害のある子供たちのための高校で過ごしてきました。現在勤務している学校には、立ち上げから関わっています。学校経営においては、生徒が地域や企業と協働して学ぶ仕組み作りや、「Well-being」という概念を学校目標に取り入れるなど、新しい学校のあり方を模索し続けています。

——特別支援に関わることになったきっかけはありますか？

採用考査は、残念ながら受からなかったんです。しかし年度末ギリギリに道教委から突然電話があり、急遽、特別支援学校の教員として採用が決まりました。そこで初めて担任を持

った10名の知的障害のある子供たちとの出会いが、私の人生を大きく動かししました。「この子供たちと一緒にいることが仕事なんて、こんなに楽しいことはない」と思い、そこから数十年、その気持ちは変わっていません。特別支援教諭の免許は働きながら取得しました。

——どのような学生時代を過ごされたのですか？

学生時代は21代「フォークソング研究会」会長だったんです(笑)。音楽活動を通じて本当の自分を知り、「俺ってこれだな」と気づくことができました。未だにバンド活動を続けていて、今日も午前中に練習してきましたし、YouTubeの「スタコやちゃんねる」も開設しています。

——ご自身の経験を踏まえ、子どもと接する上で大切にしていることはありますか？

「多様性の包摂」と「自己決定」です。「多様性の包摂」とは、多数派が少数派を認めてあげるのではなく、組織の中で互いの違いを受け入れ、対話を通じて協働することです。そのためには、まず指導する側が「自分自身の弱さや違い」を受け入れる必要があります。また、生徒の進路に関しては「就職率100%」などの数字よりも、「生徒が自分で決めたか」を重視しています。例えば「YouTuberになりたい」という生徒がいた時、頭ごなしに否定せず、その興味の根源を探り、夢や目標を実現する方法と一緒に考える姿勢を大切にしています。

——大学での学びや経験が、今の学校づくりに役立っていることはありますか？

法学部での学びもそうですが、大学時代に培った「人との繋がり」や、自分自身と向き合った経験が大きいです。新しい学校を作る際には、自分の「夢と妄想」を形にするために、学生時代の繋がりや、様々な専門家、企業の方々とのネットワークを駆使しました。学校づくりは一人ではできません。多様な人と繋がり、対話を繰り返すことで、新しい価値や教育課程を生み出すことができました。バンド活動の経験は、校歌の作曲にも活かしていますよ。

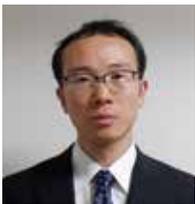
——最後に今後の抱負を教えてください。

60歳になりましたが、まだまだ挑戦したい、学びたいという気持ちは薄れません。次期学習指導要領では、どの学校種でも「多様性の包摂」が重要になります。私は今年で役職定年を迎え、校長は終わりとなりますが、これからも「自分と向き合い、人と繋がり、経験を力にする」というサイクルを回し続けたいです。そして、若い先生方や学生の皆さんには、自分の思いをどんどん発信し、未来を創ってほしいと願っています。

——「夢と妄想」を形にする行動力、そして還暦現役バンドマンというバイタリティに圧倒されました！「経験を力にする」という言葉に、背中を押される後輩も多いと思います。どうもありがとうございました。

《次号に続く》
(構成：五十嵐素子)

新任教員のご紹介



菅野直之先生

三重県津市出身。東京大学法学部卒業、東京大学大学院総合文化研究科修士課程修了。博士(学術)。東京大学公共政策大学院特任助教、外務省経済局主査、日本大学国際関係学部助教などを経て、2025年9月より本学部准教授。専門は国際法、海洋法。

本年度より、「国際法」などを担当いたします。授業では、国際法の考え方を、分かりやすく丁寧に説明するように心がけていきます。初めての札幌での生活を楽しみながら、これまでの経験を活かして、本学部での研究・教育活動に励んで参ります。

2026年度 法学部各種入試一覧

特別選抜(社会人Ⅱ期)

Ⅱ期(口頭試問・書類審査)

募集人員：2部法学部 5名

出願期間：2026年2月12日(木)から

【郵送】2月19日(木)消印有効

【窓口】2月20日(金)午後4時締切

試験日：2026年2月28日(土)

法学部編入学試験(3年・2年次編入)

募集人員：[3年次]1部 若干名(推薦含む)

2部 若干名

[2年次]1部・2部 若干名

出願期間：2年次・3年次Ⅱ期 2026年1月8日(木)～1月14日(水)

試験日：2026年2月13日(金)

* 法学部1年次からの入学は、学部単位で募集します。所属学科(法律・政治)は入学後1年次末に選択します。

出願資格、必要書類などについてのお問い合わせ先

[特別選抜(社会人)]入試部 電話 011-841-1161

[それ以外の入試]法学部事務室 電話 011-841-1161(内線2228) FAX 011-824-2292

北海学園大学法学部報 第53号

[2026年2月10日発行]

発行：北海学園大学法学部

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

TEL: 011-841-1161(代) FAX: 011-824-7729

E-mail: recht@hgu.jp

印刷：中西印刷株式会社 デザイン：畠山尚デザイン制作室
写真撮影：芦田 和義(札幌コマースフォト) ※表紙・研究室訪問
表紙モデル：内村 優生さん(法学部法律学科3年)
企画・編集：法学部広報戦略委員会